

「総合的な A D R の制度基盤の整備」に関する検討状況

1 . A D R 検討会等におけるこれまでの検討経緯

- A D R 検討会を開催し、A D R 機関、利用者、隣接法律専門職種等からのヒアリング等を交えつつ、A D R の利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律 (いわゆる「A D R 基本法」) の制定も視野に議論。
- 昨夏には、更に検討を深めるべき論点を整理し、意見募集 (パブリック・コメント) を実施。
- 昨秋以降は、意見募集の結果も踏まえつつ、A D R 検討会において、意見集約のための議論。

2 . 主要な論点に関する検討状況

- **A D R の拡充・活性化に関する基本的考え方**
 - ・ 検討会では、時効中断効の付与など具体的な法的措置を講ずるに当たって、A D R の自主性・多様性を生かしながら、その適正性・信頼性の確保をどのように図っていくべきであるかということについて、
 - ・ 利用者の選択・評価を通じた A D R の信頼性向上に主眼を置くべき
 - ・ 適正な A D R であることを公的に確認する制度を設けるべきという意見の両論がある状況。
 - ・ パブリック・コメントでも、検討会と同様に両論がある状況。

↓
- **法的効果の付与に関する具体案**
 - ・ 時効中断効の付与について、事前確認制度の採用を前提とする案と前提としない案が並存している状況。
- **専門家 (隣接法律専門職種等) の活用に関する具体案**
 - ・ 主宰者としての活用については、弁護士との関与の下に A D R を主宰する場合には、弁護士法 72 条の適用を除外する措置を講ずることを基本的考え方とする方向で検討を進めてきているが、なお、事前確認制度の採用の必要性につき両論がある状況。
 - ・ 代理人としての活用については、隣接法律専門職種について、専門分野の紛争におけるニーズ等を踏まえ、引き続き、職種ごとの個別的な検討を継続し、別途、個別士業法において手当てする方向で検討を進めてきているが、具体的な結論を得るには、なお時間を要するという状況。